

令和6年6月6日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時

(1) 期日 令和6年6月6日(木)

(2) 開会 午後2時32分

(3) 散会 午後4時14分

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

渡辺久治委員長、川畑二美副委員長、高崎良二委員、
川原慎一委員、山田勝委員、仮屋園一徳委員

5 欠席委員

木下孝行委員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上脇重樹

7 説明員

市民課

課 長 平田寿美子君

課長補佐兼住民年金係長 中園修君

国保係長 川邊千紘君

教育委員会事務局

学校教育課

課 長 濱崎忠雄君

主幹兼管理係長 上脇栄子君

主幹兼指導係長 土屋雅宏君

8 会議に付した事件

(1) 陳情第3号 現行の健康保険証の存続に関する陳情

(2) 陳情第4号 少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度負担率の
引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る関係機関への意見書を求める陳情

(3) 所管事務調査について

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○ 陳情第3号 現行の健康保険証の存続に関する陳情

渡辺久治委員長

ただいまから総務文教委員会を開会します。

この際、陳情第3号を議題とします。

本件について、所管課である市民課に出席を求め審査を行います。

それでは所管課は入室してください。

〔市民課入室〕

それでは所管課に出席をいただきましたので、まず所管課に本陳情に関する本市の現状などについて説明を求めます。

平田市民課長

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る状況について御説明いたします。

令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することとされました。

健康保険証の廃止に係る改正については、施行期日を令和6年12月2日とする政令が公布され、現行の健康保険証の発行については令和6年11月1日をもって終了し、12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされました。

マイナンバーカードの健康保険証利用については、医療機関や薬局において、被保険者の資格情報等が確認でき、また、本人同意の下、これまでの特定健診や診療薬剤などの情報を閲覧できるようになるなど患者の方がよりよい医療を受けられる環境を目指すものであります。

また、マイナンバーカードを持っていない方や健康保険証の登録をしていない方などマイナンバーカードによるオンライン資格確認ができない方については、氏名、生年月日や被保険者資格の記載された資格確認書を交付することとなっており、その資格確認書を提示することで、引き続き医療を受けられるようになっております。

なお、12月2日時点で発行済みの健康保険証についてはその有効期限まで、または、有効期限のない健康保険証は12月1日までの間使用することができる経過措置が定められており、阿久根市国民健康保険の場合には、令和6年8月1日に保険証の更新を行うことから、その有効期限まで使用することができます。

渡辺久治委員長

課長の説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川畑二美委員

今、説明の中に資格確認書と言われたんですけど、これはもう、個人個人で資格、もしマイナンバーカードを作らなかつたら資格証明書が送られてくるわけですね。自動的にですか。

平田市民課長

原則としましては本人の申請に基づくこととなっておりますけれども、当分の間、マイナンバーカードを取得していない方、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードを取得していない方などについては、申請によらず資格確認書を交付することとなっております、資格確認書を使用することで引き続き利用を受けることができるようになっております。

ただ、具体的な取扱いにつきましては、7月に交付される予定の厚生労働省令に基づくこととなるため、一律に資格確認書を交付するかどうかについては、状況を踏まえて判断してまいりたいと考えております。

川畑二美委員

阿久根の場合は8月1日から健康証送ってきますよね。

あれが結局、今、説明では、厚生省の7月の段階でどのように取り扱う形になるんですかね。

平田市民課長

今年の7月31日をもって有効期限が切れる保険証を今お持ちの方につきましては、8月1日から使用できる健康保険証を発行いたします。

したがって、来年の7月31日までは、健康保険証がある状態となります。

川畑二美委員

はい、分かりました。

あの、結局、ずっと、マイナンバーカードをつくらないといった場合は、もうずっと資格証明書が送られてくる形になるんでしょうか。阿久根市の場合は。

平田市民課長

現在のところ資格確認書の有効期限については、5年以内ということになっております。

ただ、保険者のほうで有効期限については設定することとなっておりますので、自動的に送付されてくるものは5年間の資格確認書の有効期限を阿久根市が定めた年度までになっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、原則としては本人の申請に基づいて行っていただくものとなります。

川畑二美委員

そしたら、5年後はもう使えない状態で考えていったほうがいいのか、それとも、毎年その5年後も申請すれば、自分で手続きをすれば使えるんでしょうか、どちらでしょうか。

川邊国保係長

この資格確認書につきましては、先ほど言ったとおり5年間以内で私たち保険者、国民健康保険の場合は阿久根市なんですけども、期間を定めることになってます。それで、これが、この資格確認書を本人の申請によらずに直接送れる期間というのが、具体的にはまだ定められてなくて、しばらくの間は、そういった直接、本人の申請がなくても送っていいですよという形になっています。

なので、今後それがどう変わっていくかになるんですけれども、しばらくの間はそういった形で持っていない方については、今までの保険証みたいな形で送っていくという形になろうかと思えます。

川畑二美委員

今、マイナンバーカードで結構ですね、トラブってらっしゃる方とか、テレビなんかでもよく聞くんなんですけども、持ちたくないっていうお話も聞くもんですから、それは国の段

階で決めていくということに関係もしてくるということにもなりうることですよね。

5年、全部、5年後もまたどうなってくるか分からないっていうことで考えていったほうがいいですか、ずっともう。

渡辺久治委員長

簡潔に質問を。

川畑二美委員

はい。そしたら、ずっと今の資格証明書でいきたいという方がいらっしゃったら、もうそのままずっと持ち続けていけるんでしょうか。

川邊国保係長

ただいまの件なんですけれども、こちらのほうにつきましては、今の法律上の話ですけれども、言ったように資格確認書っていうのは申請すれば交付をすることになってますので、こちらのほうについては、法律が今後、そこが変わらない限りは、もう、マイナンバーカードを持たない方で直接送るかどうかっていうのが当分の間という形ですので、ただ、申請によって交付すること自体は当分の間ではなくて、特にもう恒久的に今の法律上はなっているところですので、法律が変わらない限りはそういった申請をすれば資格確認書は交付をするという形になります。

平田市民課長

ただいまの係長の説明に補足して申し上げますけれども、マイナンバーカードはあくまでも本人の意向によって作るものになっております。

ただ、保険証の場合というか、健康保険医療については、国民皆保険医療ということで、阿久根市国民健康保険に入っていらっしゃる方についてはですね、資格確認書の申請があれば発行することになるかと思えます。

〔川畑二美委員「分かりました」と呼ぶ〕

山田勝委員

よく説明を聞きましてね、ものすごくよく、うまくやっっていらっしゃいますけどね。

ただ、仮に、私の具体的な話をお伺いします。私は今、健康保険証を使ってるんですが、この健康保険証はこのまま使えるんですか、私は。マイナカードを持っていますよ。

平田市民課長

先ほどから申し上げますように、今の保険証は今年の7月31日まで。8月1日以降使えるものをまた7月に発行いたしますので、今の保険証は来年の7月31日までは使うことができます。

山田勝委員

いや、私はマイナンバーカードを持っているんですよ。

持っているということが分かっていた私にも、例えば、資格書を送ってくれるんですか。

平田市民課長

今のところですね、どういうところまで、持ってらっしゃらない方、マイナンバーカードの利用登録をされていらっしゃらない方、また、電子証明書の有効期限が切れている方、そういう方ですね、どういう方法で送るといことが、はっきりしたことが示されておられませんけれども、今は申請によらずして送るといことになりますので、そういうことを把握しながら送ることになるかと思えます。

山田勝委員

いや、私はマイナンバーカードを持ってるんですよ。これもおたくから発行していただいて持ってるんですよ。ですから私が持ってるということを、おたくの何かの形でね、どっかにあると思いますよ、書類がね。

そういう私であっても、保険証をそのまましとったらですね、保険証を送ってくれるの。

いや、持ってるからもうあんたには送りませんっていうの、どうなんですか。

平田市民課長

現在のところですね、こちらに通知されている分については、申請によらず送ることができるということになってますので、その適用範囲をどこまでするかということは保険者の判断になっております。

山田勝委員

保険者っていうのは阿久根市でしょ。僕ですか。僕は保険の権利者じゃないよ。

平田市民課長

阿久根市国民健康保険においては、私たちが保険者になります。

それで保険者での判断ですることになります。

一応、先ほど申し上げましたけれども、7月に公布される詳しい政令があると思いますので、それに基づいて行っていきたいと思っております。

山田勝委員

ですから、私にはね。あなたはもうマイナカードを持っていますからそれを御利用くださいということで、私には、その適格書を送ってこないんですかって、それを今確認しているところですよ。

川邊国保係長

先ほど課長からあったように、基本的にはそれを持ってない方だったりとか、健康保険証として使うための登録をされてない方だったり、あとは、マイナンバーカードの5年ごとの電子証明書が切れてる方については直接送ることができるとなって、今示されてるんです。

これ以外の方にどこまで送っていいかっていうのは、まだ具体的には示されてないところですので、初めに課長から説明があったとおり、国の具体的な取扱いを定めた厚生労働省令が7月頃に公布される予定ですので、その中身を見て、そういったどこまで送るのかとか、そういったところを判断していく形になろうかと思えます。

また、一応補足をしておきますけども、75歳以上の方の場合は、後期高齢者医療広域連合になっている方もいらっしゃいますが、その場合は、保険者が広域連合のほうになりますので、もうちょっとそちらのほうの取扱いがどうなるのかっていうのも、恐らく今後広域連合が検討されて、各市町村が集まって恐らく検討することにはなると思うんですけれども、その検討結果をもってそれぞれの皆さんの対応をしていくという形になろうかと思えます。

山田勝委員

これは、私は、私の例だけをお話ししながら確認しているんですが、まだあんまりよく分かんっちゃうことじゃな、今後は。

平田市民課長

今のところですね、これは私の個人的な見解ですけれども。

取りあえずは来年の7月31日で阿久根市の国民健康保険に限っては、保険証は廃止され

ます。ただ、マイナンバーカードももちろんお持ちの方もいらっしゃるでしょうし、利用登録されていらっしゃる方もいらっしゃるし、されていらっしゃる方もいらっしゃると思います。ただ言えることは、医療保険にかかるときには、資格確認書ということもマイナンバーカードのいかんにかかわらず発行するということになるということでもあります。

山田勝委員

それまでの間にもいろんな角度で、いろんな形でね、マイナンバーカードを仮に持つとしても保険証も一緒にちゃんとできるようにしなさいよ、何もしなさいよというような形で市民に納得する努力をされるということですね。

どうなっているのか、マイナカードはあるのだけれど分からんで、心配になったで、素直に聞いてみたところじゃが。

川原慎一委員

今、デメリットの部分が非常に心配されているところも多いんですけど、担当課として考えるメリットですね。先ほど、薬の履歴であったり、また、医療履歴であったりというのが分かるということでございましたが、それ以外のメリットっていうものを市民にお伝えする部分、私たちの役目としてお聞きしたいと思うんですけども、そこはどういったことがありますかね。

平田市民課長

これまでの紙の保険証に比べて、マイナ保険証を利用すると医療費が約20円ほど節約できます。

〔「20円」と呼ぶ者あり〕

はい、医療費がですね。

あと、本人が支払う自己負担もそれに応じて安くなります。

あと、高額療養費のときに限度額認定証っていうか適用証というのを発行するんですけども、それを発行しなくても病院のほうでの支払いの際に確認していただくことができるようになります。

〔「はじめて聞いた」と呼ぶ者あり〕

川原慎一委員

私も親の介護であってですね、高額医療。やっぱり役所に行って申請したりとかっていうのがあったんで、それは非常にいいことだなと思いました。

ありがとうございます。

仮屋園一徳委員

マイナンバーカードについて伺いますけど、今、阿久根市ではどれぐらいの方がマイナンバーカードを取得されてるんですか。何%ぐらい。

平田市民課長

マイナンバーカードの保有率でいいですか。

85%程度です。

仮屋園一徳委員

マイナンバーカードについて、どの程度市民の理解があるかその辺、マイナンバーカードはこうこうして利点があるんですよ、リスクがあるんですよというのはどのような形で広報されてますか。

それと、内容がもし分かれば簡単でいいですので教えてください。

川邊国保係長

市民の皆様への周知についてなんですけれども、このマイナンバーカードと健康保険証の一体化についてはですね、前は保険証の切替え、昨年ですね。そのときにリーフレットを一緒にお送りしてます。

また、市で何月号かちょっと忘れちゃったんですが、たしか4月号だったと思うんですけども、広報紙においてもそういったマイナンバーカードと健康保険証の一体化について掲載をしているところになります。

また、今度の切替えにおいてもそういったリーフレットを載せて周知をするようにしているところです。

そのほかにはですね、国のほうでもそういった、当然国の政策ですので周知に努めていて、今5月から7月を集中月間としていろんなメディアを通じて広報されているという状況になります。

また、医療機関においてもですね、そういったポスターだったりとか、窓口に来られたときにマイナ保険証を持ちですかといったような声かけなどですね、そういった周知をされているところになります。

仮屋園一徳委員

何で私がこういうこと言うかといいますとですね、今言われたように、政府の責任ですよ。ただ、私たちが心配するのは、マイナンバーカードは取得したんだけど、捨てれば大変なことになるという認識の方が結構いらっしゃるんですよ。

実際には違うわけでしょう。

マイナンバーカードがあっても、もし悪用するとして、マイナンバーカードを拾われたとか人のものを取得されても、本人が使っていいよという意思表示がない限りは、マイナンバーカードは何にもならないという理解の仕方でもいいんでしょう。

平田市民課長

仮屋園委員がおっしゃりたいことの理解が私のほうでちょっとあれなんですけれども、マイナンバーカード自体はですね、今お持ちの運転免許証と同じような取扱いでというか、国民のDX化に進んで利便性を求めるものでありますので、今皆さんが、もちろんほかの人に使われるということも心配されてますけれども、そういった住民票の取得であったり、印鑑登録証の取得であったり、また、ほかのe-Taxをしたりとかですね、そういうものにも使えるということで、そういった利便性を求めている方についてはすごく有意なもので、運転免許証と一緒にような形の取扱いをしていただきたい、今も現に運転免許証については常時持ち歩いていらっしゃるし、なくされたりとか、そういうことがないように心がけていらっしゃると思いますので、そういう取扱いをしていただければ十分かと思っております。

仮屋園一徳委員

今言われたようにですよ、今は国民健康保険ですけど、その次はもう免許証。免許証を持たなくてもいいよナンバーカードでというふうに、方針を大体定められてるんですけど、私が言ってるのは悪用。マイナンバーカードというのは人それぞれ12桁で番号を振って、名前と一緒にですよ、一人一人違うわけですので、同じ人はいないわけですので、ただ、それは悪用しようとしたときには、単独で悪用できないんですよというのをほとんどの人が分からないわけでしょう、知らないわけでしょう。

相手が使っていいよと、マイナンバーカードは。あなたのマイナンバーカードを私が知ってても、あなたが使っていいよと言わない限りは使えないという認識でいいわけでしょう。

中園市民課長補佐兼住民年金係長

今の紛失などに対するリスクについて、お話しさせてもらいたいと思います。

マイナンバーカードに搭載されている情報というのは、12桁と、あと4情報。券面にあるような情報のみということで、あと暗証番号が入っている。

この暗証番号がないことには、そういうデータがあるサーバーのほうへアクセスできないということなので、カードの中に全ての情報が入っているということではないということです。カードの紛失があっても、それだけで情報が全て漏えいするということわけではないということになります。

また、このカードの情報を無理やり、何らかのソフトを使ってとり出そうとするとICチップ自体が壊れる仕組みになっておりますので、そうそういうリスクについても軽減されていると、というようなカードになっております。

そういうことでよろしかったですかね。

仮屋園一徳委員

調べたらですね、このように書いてあるんですよ。カードだけでは悪用できない分散管理がなされていると。カードを落としても、悪意のある人のものになってしまうことはない。

国民の不安に対し政府は丁寧な説明を重ねつつ、個人的には、マイナンバーを活用するメリットをもっと積極的に広報してもよいのではないかと思いますというふうなのがあるのに出てるんですけど、そういう認識がほとんどの人は足りないと思うんですよ。

ということで、マイナンバーカードと、あるいはもうちょっと、みんなが私も含めて理解をしてないのかなと思いましたので、このような質問をしました。

ありがとうございます。

川畑二美委員

私はちょっとテレビを見てですね、ある事件をちょっと知ったんですけど。携帯を、ある会社の携帯を再度見たら、何か解約されてたという経緯や、契約がですね。マイナンバーカード、どこで契約され、契約を解除されたのか分からないということで、ある方は、調べたらマイナンバーカードで別のところで契約を解除したというテレビを報道を見て、まだ、マイナンバーカードに対しての不安がいっぱいある、問題があるんじゃないかっていう、テレビでしたけど、そして、先ほど85%と言われましたけど、15%の方は持ってらっしゃらないわけですよ。

マイナンバー、阿久根の場合は、今からも15%の方がつくられると思わないんですけど、そこ。

渡辺久治委員長

質問をしてください。

川畑二美委員

はい。

最も危険なリスクはあるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか、担当課としては。

平田市民課長

委員がおっしゃいますマイナンバーカードの悪用というものについては、マイナンバーカードを偽造して使用したっていうものになるかと思いますが、先ほどから申し上げますように、暗証番号が必要になるので、マイナンバーカードを利用したものとは若干、今回の案件は違うんじゃないかなと思っております。

また必要なですね、誤って情報が登録された誤登録とかという問題もありましたけれども、今現在ですね、国のほうも確認を、データをしているということになってますけれども、今のところまだそれがいつまでということではないようですけれども、大分その数については減ってきているという報告を受けているところです。

川畑二美委員

減ってるってことは、あるってことですよね。やっぱりそういう事例があるっていうことですよね。

テレビでもある市議会議員の方でしたけど、出てました。自分のがこんなになって大変だっていう事例で、私も初めてテレビ見て、気付いた、ホームページで全部が載ってるからホームページでつくられたっていう話で、チップを確認しなかったお店屋さんもっていう話も出てましたけど、もうただ顔の写真だけで確認して……

渡辺久治委員長

質問をしてください。

〔発言する者あり〕

川畑二美委員

とてもやっぱりリスクはあるかと思います。

川原慎一委員

今、川畑委員がおっしゃってるのは、担当課に聞く質問ではないでしょうか。

渡辺久治委員長

はい。

ほかに質問ありませんか。

山田勝委員

単純な質問をします。

仮に、今まで保険証はですね、なくしたら市民課の窓口でも三笠支所でも再発行してくれましたよね。

マイナンバーカードがなくなったら発行してくれるの。

平田市民課長

もちろん発行できます。ただ、期間がかかりますし、紛失ということになりますと1,000円自己負担が発生いたします。

〔山田勝委員「それはもう銭は出すっとな。1,000円ぐらい」と呼ぶ〕

川畑二美委員

先ほど私は言いましたけど、リスクがあるということは認めるパターンですよ。

それはあるんじゃないかなと思うんですよ。

〔「質疑」と呼ぶ者あり〕

マイナンバーカードを結局15%の方々が作らないというのは、やはり、それなりのやっぱりこだわりがあって作らないということじゃないかなと思うんです。

高崎良二委員

85%阿久根市民は作っているということですが、この年齢、年代別で分かれたときに何%ぐらいなってるんですかね。

平田市民課長

手元に今資料を持ち合わせておりませんので、すいません、後で。

高崎良二委員

あとは15%っていうことなんですが、作らない方の主な理由というのは何か把握されてるんですかね。

平田市民課長

特にこちらのほうでアンケートをとったりとかっていうことはしておりませんが、先ほどから川畑委員がおっしゃるように、市民課の窓口にいらっしゃって、私はこのカード自体を信用していないし不安があるので、私は絶対つくらないって言われる方も何人かいらっしゃる現状があります。

高崎良二委員

もう一つ、保険証と紐づけるということなんですが、紐づける手法というか、方法はどんな方法で。

マイナンバーカードはつくっては自分もいるんですけど、保険証とは紐づけをしてないんですよ。

平田市民課長

カードリーダー機能を備えたスマートフォンなどでマイナポータルを通じて登録することもできますし、医療機関にあります顔認証機能付きのカードリーダーでも登録することができます。

〔高崎良二委員「分かりました」と呼ぶ〕

渡辺久治委員長

ほかにないようであれば、私も質問したいので、川畑副委員長代わってもらえますか。

〔発言する者あり〕

もう質疑できないですけど、いいですか。

川畑二美委員

このマイナンバーカードはゼロ歳からつくれるんですよ。

ゼロ歳からですよ。子供の生まれたときからの作れるっていうことを聞いてるんですけど。それで、よろしいですか。

それ、いいですよ。

渡辺久治委員長

それ質問ですか。

川畑二美委員

いや、それをちゃんと確認しておかないとですね、市民の方は知らない方が多いので、はい。

平田市民課長

もちろんゼロ歳の方もつくることができます。

渡辺久治委員長

それでは質問者を代わっていいですか。

〔川畑二美委員「はい」と呼ぶ〕

それでは、私も質疑を行いたいので、暫時、副委員長と委員長の職務を交代します。

ここでお諮りします。川畑副委員長が委員長の職務を行うときは、委員長席に移動せず、現在の座席で行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、川畑副委員長お願いします。

川畑二美副委員長

はい、それでは暫時、委員長職務を行います。

渡辺久治委員

カードの取得率は85%と今聞いたんですけども、実際に保険証にタグ付けして、保険証で、保険証として使える人はその85%のうち何%ぐらいですか。

平田市民課長

国民健康保険の方だけについて調べてるんですけども、4月時点の加入者が国民健康保険4,323人になっておりまして、マイナ保険証登録者数は2,756名です。63.8%の登録がなされているようです。

渡辺久治委員

その85%のうち65%という意味じゃないんですね。

平田市民課長

85%といいますのは社会保険の方も含めていらっしゃるんで、そこの把握ができておりませんけれども、何%できるっていうのは私たちのほうでは把握できておりません。

渡辺久治委員

12月2日で通常のというか、7月1日、8月に入っちゃうんですよね、保険証は。12月3日までにそれはまた、あれせないかんということですけども、そうした場合にスムーズに移行できるというふうに、実際に実務をやっててそういうふうに思えますか。

川邊国保係長

順調に移行できるかっていう話なんですけれども、今、課長から始めにあったとおり、今、移行期間という形で、12月2日に保険証は廃止されるんですけど、それまでに保険証を持っている方はその期間までは使えるという形なので、その間に移行してくる形になります。

また、そういったシステムのなところとかもですね、今後改修とかをしてやっていく形にはなろうかと思います。

渡辺久治委員

先ほど資格確認書のことを聞いたんですけども、資格確認書は5年間という。5年間は資格確認書で保険は使えると理解してよろしいですか。

川邊国保係長

はい、こちらのほうにつきましてはですね、最大5年間までの間で有効期限を設定できる形です。

ただ、その状況にもよるんですけども、国民健康保険の場合は加入だったりとか脱退とかが多いのでちょっと、5年間にしちゃうと、もしかしたら途中での資格喪失とかで、転出だったり転入とかだったりとかあるので、社会保険とかに入られてる方は期間がなかったりしますが、国民健康保険は1年の期間を定めてるというのは、これまでもそう

いった事情がありますので、今度の切替えは保険証１年間で、そのあと資格確認書を交付する場合に何年にするかっていうのはまたちょっと、その状況とかも踏まえてですし、あとは、ほかの県内の市町村とある程度統一したほうがいいところもありますので、そういった状況とかも踏まえて、そういった何年に設定するかっていうのは今後判断していきたいと考えております。

〔渡辺久治委員「終わります」と呼ぶ〕

川畑二美副委員長

それでは、また委員長を交代いたします。

渡辺久治委員長

それでは、これで質疑を終わりますので、所管課は退室してください。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

〔市民課退室〕

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後３時１０分～午後３時１０分）

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これまで行いました審査のほかに行いたい審査がありましたら御発言をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

希望なしと認めます。

それでは、陳情第３号について採決に進みます。

ここで念のため申し上げます。

採決に当たって趣旨採択や一部採択とすべきなどの御意見がある場合は、討議の中でその問題点を議論していただくようお願いします。

例えば、Ａの部分、これこれこういう理由で賛同できるが、Ｂの部分は、これこれこういう理由で賛同しかねる。したがって、採択、不採択以外の選択肢も考慮すべきであるなどの御発言をお願いします。

また、本陳情は、本市議会における決議と意見書の提出を求めています。

議会が決議を行う、また、意見書を提出するには、議案として審議した請願や陳情によって行われるものであったとしても、当該請願や陳情とは別に請願や陳情を採択とした議員によって議案が提出された上で審議され、採決される必要があります。

加えて、本陳情には提出者が希望する意見書の案は添付されておりますが、決議の案は添付されておられません。議長において、陳情書を受け付ける際に提出者に決議案の参考添付をされないのか御確認されたところ、決議案の参考添付はしない、決議案の内容は議会において検討していただきたいとの御意向でありました。

したがって、本陳情を採択にしたいとお考えの委員におかれましては、決議については決議書案に記載すべき内容を、意見書については陳情書に添付されている意見書案の内容に対する御意見を具体的に御発言いただきたいと思います。

さらに、討論においては、討議での御発言を踏まえた上で、趣旨採択とすべき、何々の

部分を一部採択とすべきなどと具体的な御発言をお願いします。

なお、本陳情を採択すべきものと決した場合は、採択すべきに賛成された委員から決議及び意見書の案を提案していただきますのであらかじめ御承知おきください。ただし、意見書の案については、討議・討論において陳情書に参考添付されているものでよいとの判断がされたときは、それを案として取扱うこととします。

この取扱いは、一部採択すべきものと決した場合についても、採択とする部分に決議や意見書が含まれるときは、同様でありますので御留意願います。

討議を行います、もう1回伝えましょうか。今の部分。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

どうですか。

ちょっとややこしいからもう1回しましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第3号について採決に進みます。

ここで念のため申し上げます。

採決に当たっては、趣旨採択や一部採択とすべきなどの御意見がある場合は、討議の中でその問題点を議論していただくようお願いします。

例えば、Aの部分はこれこれこういう理由で賛同できるが、Bの部分はこれこれこういう理由で賛同しかねる。したがって、採択・不採択以外の選択肢も考慮すべきであるなどの御発言をお願いします。

また、本陳情は、本市議会における決議と意見書の提出を求めています。

議会が決議を行う、また、意見書を提出するには、議案として審議した請願や陳情によって行われるものであったとしても、当該請願や陳情とは別に、請願や陳情を採択とした議員によって議案が提出された上で審議され、採決される必要があります。

加えて、本陳情には提出者が希望する意見書の案は添付されておりますが、決議の案は添付されておられません。議長においては、陳情書を受け付ける際に、提出者に決議案の参考を添付されないのかと御確認されたところ、決議案の参考添付はしない、決議案の内容は議会において検討していただきたいとの御意向でありました。

したがって、本陳情を採択にしたいとお考えの委員におかれましては、決議については決議書案に記載すべき内容を、意見書については陳情書に添付されている意見書案の内容に対する御意見を具体的に御発言いただきたいと思います。

さらに、討論においては、討議への御発言を踏まえた上で、趣旨採択とすべき、何々の部分を一部採択すべきなどと具体的に御発言をお願いします。

なお、本陳情を採択すべきものとして決した場合は、採択すべきに賛成された委員から決議及び意見書の案を提案していただきますので、あらかじめ御承知おきください。

ただし、意見書の案については討議、討論において、陳情書に参考添付されているものでよいとの判断がされたときは、それを案として取り扱うこととします。

この取扱いは、一部採択すべきものと決した場合についても、採択とする部分に決議や意見書が含まれるときは、同様ですので、御留意願います。

それでは、討議を行います。

討議はありませんか。

仮屋園一徳委員

趣旨採択でということで討議に参加したいと思います。

陳情書の内容についてはよく理解をしますが、今、所管課からの説明等を聞きますと、今の保険証で来年の7月31日までは使える。あと、確認書も5年間は有効というか、使えるが、ただその間、どういった方向になるか分からないというようなこともありますし、陳情書の中でマイナンバーカードの利用を国民に強制しようとしているという文章等があるんですけど、これについては全面的にこのようになっているというふうには、猶予期間を考えるとそこまではないのかなと思いますし、また、下の記であります現行の保険証を廃止せず存続することとしてありますけど、これについても今のところ、ほとんど余り確定ということの説明がなかったので、私は趣旨採択でいいのじゃないかと思います。

川畑二美委員

私は採択でいいと思います。

全く反対意見なんですけど、この現行、政府は、健康保険証と一体化させることによってマイナンバーカード利用を国民に強制しているということを御本人は強くおっしゃりたいし、一つ目の現行保険証を廃止せず存続するということを訴えていらっしゃるの、ぜひ私はこれについては採択を望みます。

本人の意向としては、この意見書も、私としては取り上げていいんじゃないかなという、はい、思います。

それで、採択でお願いいたします。

山田勝委員

私は、担当課の説明をずっと聞いて、これを進めることによって、もうね現実の問題として、マイナ保険証をせんわけにいかん状況の中でですね、それまでの経過措置でいろいろ国民の皆さん、住民の皆さんに迷惑かけられないようなね、治療ができる、病院にも行ける、そういうような中で、もういろんな形でされていらっしゃるのを聞いて、ですね、気持ちは分かるけど、それでいいよねって、趣旨は分かるけど、気持ちは分かるけど、やはりそれを、これを採択するという気持ちにはなれないな。

ということで、趣旨採択でいいと思います。そうした、それをすればですね、提出者に対しても気持ちは分かるとよってということで理解していただくというふうに思います。

川原慎一委員

陳情の趣旨等を読んでいきますと、内容はですね、私、趣旨採択の立場で討議させていただきますけども、内容、仮屋園委員もお話しになりましたけども、マイナンバーカードの利用を国民に強制しようとしていますっていう文言であつたり、政府は11月末までの総点検により国民の不安払拭への措置を取ったとしていますけども云々とあります。

これを意見書であつたりっていうことを採択してですね、阿久根市議会として出すというのはちょっと危険かなというふうに感じております。ただ、今までの流れ等々も考えると、やはり、趣旨採択をしていくべきかなというふうに考えます。

高崎良二委員

私はですね、趣旨採択のほうで話をしたいと思いますけど、今ここに書かれている、強制しようとしているとありますが、決して強制しているようなことはないと思います。

確認書を発行して保険も利用できるということでありますので、そこまで訴えるようなことはないと思うので、趣旨採択で。

渡辺久治委員長

ほかに討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであれば、討議を終了します。

討論に進みますが、その前に念のため申し上げます。

本陳情について、採択、不採択以外の趣旨採択、一部採択の採決を希望される場合は討論において趣旨採択すべき、一部採択とすべきなど、希望される採択方法を御発言くださるようお願いします。

さらに、一部採択を希望されるときは、何の部分を一部採択とすべきと、採択を希望する部分を特定できるように御発言をお願いします。

なお、討論は、趣旨採択、一部採択を含めて、ここで一括して行いますので、趣旨採択、一部採択の採決を希望される場合は、必ずここで御発言をお願いします。

また、本陳情は、本会議に決議と意見書の提出を求めるものであります。

決議及び意見書につきましては、本陳情とは別に議案とする必要がありますので、採択すべきものと決したときは、採択に賛成された委員から委員長に対し、決議、意見書の提案をしていただきますので、よろしくお願いします。

それでは討論に入ります。

討論ありませんか。

仮屋園一徳委員

趣旨採択で討論に参加したいと思いますが、陳情書についてはですね、やはり、皆さんがマイナンバーで保険証をとると相当な方も不安を持っていらっしゃる、そういう面では、趣旨についてはよく理解できます。ただ、マイナンバーを保険証という面でも、すごくメリットもありまして、もちろんデメリットもあるかもしれませんが、メリットとしては、薬をもらうときに、医者が変わってもですね、薬の名前は誰でも分かってこの薬を飲んでますよというふうに分かるんですけど、ただ、この人はどういう症状でこの薬を飲んでるというのは、医者、医者でないとなかなか分からないと。

そういう面では、この国民健康保険証をですね、マイナンバーで管理するとなると、非常にその辺のメリットがあるというふうにもう書いてありますので、その辺を考えて趣旨採択で私はお願いしたいと思います。

川畑二美委員

私はこの陳情に対して採択で、はい、討論いたします。

この陳情者の方が書いてらっしゃるように、医療現場の6割のトラブルが続いているというのは、実際私も聞いたりしてるもんですから、ぜひこちらについては、私は採択で、この陳情書の部分に対しては、採択で、お願いしたいと思います。

山田勝委員

趣旨採択をお願いします。

渡辺久治委員長

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、分かりました。

ここで念のため申し上げます。

ただいま趣旨採択すべきとの討論がありました。

したがいまして、採決に当たってはまず趣旨採択すべきものとするについてお諮りします。

可決された場合は、趣旨採択すべきものとして決定されます。

否決された場合は、採択すべきものとするについてお諮りします。

それでは陳情3号、現行の健康保険証の存続に関する陳情を採決します。

まず、趣旨採択についてお諮りします。

趣旨採択の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

本陳情を趣旨採択するものと決しました。

この際、陳情第4号に入りますけれども、休憩入れなくていいですか。

休憩入れましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

休憩入れます。暫時休憩します。

(休憩 午後3時29分～午後3時39分)

○ 陳情第4号 少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る関係機関への意見書を求める陳情

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

この際、陳情第4号を議題とします。

本件について所管課である学校教育課に出席を求め、審査を行います。

それでは所管課は入室をしてください。

〔学校教育課入室〕

所管課に出席いただきました。

まず、所管課に本陳情に関する本市の現状について説明を求めます。

濱崎学校教育課長

現状としましては、そちらに書いてあるとおり、小学校においては学級編制標準の35人に引下げられております。

そのほかに、県の措置として基準というものが設けられております。国の標準とは別に、県の基準というものがあまして、「かごしまっ子」すくすくプランというのがございます。

これは、1、2年生が対象で、30人学級の実現を目指しております。

36人以上の学校には常勤教員を配置いたします。そして、35人以下の学校には、例えば31～35の場合が30人学級を目指したときに0.5という形で非常勤の4時間勤務の職員が入ります。

去年で言いますと脇本小学校の1、2年生がその対象になっております。

今年度は31人以下でしたので、このすくすくプランによる教員は配置されておられません。

以上、小学校ではこのような状況です。

中学校においては、そちらに書いてあるとおり40人学級の基準を基に学級編制をしているところです。

渡辺久治委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

川畑二美委員

すいません。

もう一度聞きますけど、中学校は三、四十人体制っておっしゃったですか。

濱崎学校教育課長

はい、中学校は40人学級編制となっております。

〔川畑二美委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

高崎良二委員

この学級の人数の基準というの、県とか国とかあるんですが、最終的な人数のこの判断というか、これは市の教育委員会でも決定ができることなんですかね。

濱崎学校教育課長

これは4月6日が基準日となっております、4月6日の児童生徒数に基づいて決定されます。これは県下一斉、統一されております。

高崎良二委員

さっき聞き損なったんですけど、脇本小学校が30～35人でしたっけ。この中で、これで0.5というのは。

濱崎学校教育課長

もう1回申しますと、小学校の1、2年生においては30人学級の実現ということで、職員の定数が決まります。

それで、その「かごしまっ子」すくすくプランというんですけども、それは36人の学級になると、これが2学級に分かれて30人ずつになります。2学級になる。ただ、学校によって31～35の場合には、学級は分けずに、T Tという形でもう1人補助で入るような形で、1学級のまま、35人のまま、1学級の担任プラス非常勤の講師が入って2人で授業するような形になります。

これは31～35人までの学級においてのみです。36人を超えますと、30人学級の実現として36を二つに割った18人ずつの学級になります。

高崎良二委員

二つに割って18人になった場合は、教員というのは1人。

濱崎学校教育課長

これは36人以上の学級においては二つに割った場合には、定数より1人加配教員として教員が配置されて2学級にそれぞれ担任がつく形になります。

〔高崎良二委員「分かりました」と呼ぶ〕

仮屋園一徳委員

長時間労働についてお聞きしますけど、今、阿久根ではどのような是正するための工夫が行われているのか。

それから、それについて何か数値的なものを、ここで公表とかはいいですけど、そういったものを長時間なんかを設定しながら是正しようと、その辺は、動きはどうなんですかね。

市内の状況を教えてください。

濱崎学校教育課長

勤務時間については、市として方針、指針を示しております。

年間360時間以内、月45時間以内というのを指針として出して、長時間労働、勤務については働き方改革を進めるように、指針を基に、各学校にも毎月ごとの勤務時間を出してもらって確認をしているところです。

仮屋園一徳委員

結果として守られてるんですかね。

濱崎学校教育課長

今、手持ちではないんですけども、ここ2～3年の数値を見ると下がってきてる傾向になります。

〔仮屋園一徳委員「下がってきてる」と呼ぶ〕

ただ、教頭については、まだ是正が必要かなという段階です。

平均値ですけども。

仮屋園一徳委員

もう一つだけ聞きたいんですが、正規の教員の方と、それから1年間の期限付の方といらっしゃるんですけど、それは何か決まりがあるんですかね。

何でこういう質問するかというところでですね、担任まで受け持っていらっしゃるということで、先生が非常勤の方がいらっしゃるので、その辺の何か決まりがあるのかと思って。

濱崎学校教育課長

この会計年度職員という形で期限付に入る講師はですね、欠員補充って形が一つです。

これは定数、職員定数がこの後増減する可能性がある学校であるとか、転勤で配置した場合に、次の年には学級が減るとかそういう場合に配置することが多いです。

それと、そのほかに、産休であるとか、病休であるとか、代替職員として講師を配置する形になっております。

高崎良二委員

労働時間に関して、例えばですよ、子供が5時以降に、例えば事故に遭ったとか、いろんな問題を起こして教員が対応しなければいけないってなったときに、そこの部分に関しては、労働時間とみなすのか、みなさないのか。

濱崎学校教育課長

対応した場合には労働時間として、これ時間数の入力なんですけども、そこでカウントする場合には、時間としてカウントしてると思います。

高崎良二委員

そうなったときに、年間360時間を基本にして、調整をして、例えば通常時の勤務時間を減らすとか、そういうやり方をやってるんですかね。

濱崎学校教育課長

その超過勤務についての代替という時間を設定しておりません。

それが最近新聞で取上げられてます給特法の4%ですね。給特法に示されてる超勤を幾らしても4%が加算されてるという状態で、その超過勤務に対しての手当とか、勤務の給与は発生しておりません。

川畑二美委員

学校の先生から、いろいろイベントがあったり、運動会とかいろいろあったときは結構

長く、長時間働かないといけないというのをちょっと小耳に挟んで、いろんなイベントがありますよね、学校の場合は。生徒指導もしないといけない。

そういう時のほうは皆さん書かないでやってらっしゃるっていうのをちょっと聞いたことあったんですけど、実態なんかはいかがな、阿久根市の実態としては、先生方の働き方の、どんな状態でしょうか。

濱崎学校教育課長

原則としまして、超勤については超勤4原則というのがありまして、それについての超過勤務を命ずることはできるんですが、それ以外の勤務については命ずることができないとなっております。

それで、その超過した分については、学校への指導としては、勤務時間内に終わるようにと進めておりますので、実態はどうというのが把握はできておりませんが、なるべく勤務時間の4時45分までに、そういう超過しないようにという形で指導は進めているところです。

川畑二美委員

すいません。朝8時半ですかね、朝何時からだったですかね、学校の。

濱崎学校教育課長

ほぼ阿久根市内の学校については8時15分から16時45分の勤務、途中45分の休憩を挟んでの7時間45分の勤務となっております。

〔川畑二美委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わりますので、所管課は退室してください。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後3時52分～午後3時52分）

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これまで行いました審査のほかに行いたい審査がありましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかの審査の希望なしと認めます。

それでは、陳情第4号について採決に進みます。

ここで念のため申し上げます。

採決に当たって趣旨採択や一部採択とすべきなどの御意見がある場合は討議の中で、その問題点を議論していただくようお願いします。

例えば、Aの部分はこれこれこういう理由で賛同できるが、Bの部分はこれこれこういう理由で賛同しかねる。したがって、採択、不採択以外の選択肢も考慮すべきであるなどの御発言をお願いします。

また、本陳情は本市議会における意見書の提出を求めています。

議会が意見書を提出するには、議案として審議した請願や陳情によって行われるものであったとしても、当該請願や陳情とは別に、請願や陳情を採択とした議員によって議案を提出した上で審議され、採決される必要があります。

したがって、本陳情を採択したいとお考えの委員におかれましては、本陳情に添付されている意見書案の内容に対する御意見を具体的に御発言いただきたいと思います。

さらに討論においては、討議での御発言を踏まえた上で、趣旨採択とすべき、何々の部分を一部採択とすべきなどと具体的に御発言をお願いします。

なお、本陳情を採択すべきと決めた場合は、採択すべきに賛成された委員から意見書の案を提案していただきますので、あらかじめ御承知おきください。ただし、討議・討論において陳情書に参考添付されているものでよいと判断がされたときは、それを案として取扱うこととします。

この取扱いは、一部採択すべきものと決した場合についても、採択とする部分に意見書が含まれるときは同様ですので、御留意をお願いします。

それでは討議を行います。

討議はありませんか。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 午後 3 時54分～午後 3 時57分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会に戻します。

討議はございませんか。

〔発言する者あり〕

川原慎一委員

私は、趣旨採択の討議をさせていただきます。

先ほど、休憩中申しましたが、高等学校の部分に関しての35人という部分、これは阿久根市の鶴翔高校の現状を考えると、当てはまらないところもございますし、また、2番に関して、長時間労働の是正は、加配教員の増員っていう部分では、必ずしもそうではないと私は考えているんですね。

確かに先生が増えることによって、長時間労働が減るのかもしれないですけど、でも、それが必ずしも今度は子供たちの、どちらかというと私は加配教員は子供たちのきめ細やかな教育の部分に対して加配をする分は賛成です。

だから、そういったところで言うてらっしゃることにに関しては賛同できますけども、細かく見ると、趣旨採択が妥当なのかなというふうに感じて、私は趣旨採択ということに討議します。

仮屋園一徳委員

私も全く今の川原委員の意見と同じですね、財源にしても、財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますがというふうにあるんですけど、高校を考えたときに、市内の1校を含めて、地区内の学校もほとんどがですね、満杯に採用がない状況ですので、これに当てはまらないと。内容自体には賛成なんですけど、意見書を出

すまでのことは、理由がありませんので、趣旨採択ということでよろしいと思います。

川畑二美委員

私は、こちらのほうでですね、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠ですってということもおっしゃってらっしゃいますから、ぜひ私は、この採択で、こちらのほうは意見書も読みましたけど、採択でいいかと思います。

賛同いたします。

渡辺久治委員長

ほかに討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであれば討議を終わります。

討論に進みますが、その前に念のため申し上げます。

本陳情について採択、不採択以外の趣旨採択、一部採択の採決を希望される場合は、討論において趣旨採択とすべき、一部採択とすべきなど、希望される採決方法を御発言くださるようお願いします。

さらに、一部採択を希望されるときは、何項目めを一部採択すべきと、採択を希望される部分を特定できるよう御発言をお願いします。

なお、討論は趣旨採択、一部採択を含めてここで一括して取扱いますので、趣旨採択、一部採択の採決を希望される場合は、必ずここで御発言をお願いします。

また、本陳情は本議会に意見書の提出を求めるものであります。

意見書については、本陳情とは別に議案とする必要がありますので、採択すべきものと決したときは、採択に賛成された委員から委員長に対し意見書の提案をしていただく場合がありますので、よろしくお願いします。

それでは討論に入ります。

討論ありませんか。

川原慎一委員

趣旨採択で討論をさせていただきます。

中学校の35人学級、これは非常に私自身もいいことであるというふうに考えております。

高等学校、先ほど討議の中でも申しましたが、現状の阿久根市にある高等学校については1クラスが35人を下回っている状況でもある。

まして、高等学校は鹿児島県立の高校であるということも考えれば、ちょっと違うのかなというふうにも思いますので、趣旨採択で討論させていただきます。

川畑二美委員

私は採択で討論いたします。

先ほども話をしたように、子供たちのやっぱり権利とか、中学校、高校であってもやっぱり子供の豊かな学びを保障するための条件は不可欠だということで、この陳情に対しては採択したいと思います。

渡辺久治委員長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないので、討論を終結します。

ここで念のため申し上げます。

ただいま趣旨採択すべきとの討論がありました。

したがいまして、採決に当たっては、まず、趣旨採択すべきものとするについてお諮りします。可決された場合は、趣旨採択すべきものとして決定されます。

否決された場合は、採択すべきものとするについてお諮りします。

それでは、陳情第4号、少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度負担率の引上げをはかるための、2025年度政府予算に係る関係機関への意見書を求める陳情を採決します。

まず、趣旨採択についてお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

本陳情は趣旨採択すべきものと決しました。

○ 所管事務調査について

渡辺久治委員長

次に、所管事務調査を議題とします。

前回、再生可能エネルギーについて、災害対策についての視察調査を行うこととしました。

視察先については、商用運転を開始している洋上風力発電施設がある秋田市、豪雨災害の復旧を行っている秋田市周辺の自治体を候補としました。

この候補に視察することができるか、旅費等を含めて事務局に確認していただくこととしていました。

旅費等について、事務局に説明を求めます。

上協議会事務局次長兼議事係長

秋田までの旅費に関しまして、現在、航空機の運賃は、そのときそのときの変動制ということで、かなり価格に差がございまして、なかなかここで皆さま方に幾らということをお報告できないんですけれども、それを踏まえて、現時点で旅行会社に、概算で秋田までの2泊3日はどれぐらいかかるだろうかということでお話を伺いましたところ、約8万円弱。ただし、夏休み期間はこれを保証できないということでお話を伺ったところです。

昨年、県の市議会議長会が秋田に視察研修に行っておりますけれども、40名を超える団体旅行として取扱いをされて、団体割引の適用を受けておりまして、これが10万円プラスアルファの10～12万円ぐらいで一人当たりの経費が済んでおります。ただ、この総務文教委員会の場合は少人数でございまして、随行を入れても、8～9名ぐらいですので、それが適用されるかどうかは不明です。旅行会社からのアドバイスによりますと、5名以上で団体割引の適用はできますけど、ホテルパックのほうがいいかもしれないですねという助言はいただいております。

〔山田勝委員「委員長、事務局に任せるよ」と呼ぶ〕

ですので、今、市議会が所管事務調査として旅費で頂いている予算が、総務文教と産業厚生での所管事務調査で年間109万2000円、1人当たり7万8000円です。

〔発言する者あり〕

ただ、財政課のヒアリングでは、2年で所管委員会が変わるので、産業厚生が九州外に行ったときは総務文教は九州内。次の年はその逆と調整をしてください。この金額の中、

査定した中で調整をお願いしますということで、予算をつけられてる状態です。

去年は産業厚生が四国に行ってらっしゃいますので、今度は総務文教が九州外の順番かなというところで7万8000円を超えたら、使えるのかなというところがございますが、産業厚生の子供先いかんによってはということで、またさらに調整が必要かなというところ

〔発言する者あり〕

渡辺久治委員長

ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

ほかに何かありませんか。

あとは事務局と委員長に御一任願えますか。

〔川原慎一委員「委員長、時期はどのように」と呼ぶ〕

時期の希望とかありましたらお願いします。

〔発言する者あり〕

休憩します。

(休憩 午後4時9分～午後4時13分)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を戻します。

ただいま協議していただいたことを参考にして、また協議し、調整していきます。

事務局と委員長にお任せいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本委員会に付託され会期内に審議すべき案件は全て終了しました。

本日採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告並びに議会だより原稿の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

今定例会における本委員会の日程は終了しましたので、当初予定していた明日の本委員会は開催しませんのでよろしくお願いします。

以上で、総務文教委員会を散会します。

(散会 午後4時14分)

総務文教委員会委員長 渡 辺 久 治